

令和6年度

**指定障がい福祉サービス事業者等集団指導
（訪問系サービス編）**

大阪市福祉局障がい者施策部

実地指導等における主な指導内容

- 1 人員に関する内容
- 2 運営に関する内容
- 3 給付費に関する内容

実地指導等における主な指導内容

1 人員に関する内容

2 運営に関する内容

3 給付費に関する内容

従業者の員数

- 従業者の員数については、常勤換算方法で2.5人以上確保してください。
- サービス提供責任者は1人以上の常勤専従者の配置が必要です。
また、員数についても以下のとおり配置が必要です。



サービス提供責任者は、以下の①～④により算定された数のいずれか低い方の基準以上の人数を配置する必要があります。

- ① 月間の延べサービス提供時間が概ね450時間又は端数を増すごとに1人以上
- ② 当該事業所の訪問介護員等の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③ 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上
- ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所においてサービス提供責任者が行う業務が効率的に行われる場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

サービス提供責任者及び従業者の資格要件（同行援護事業）

- サービス提供責任者においては、居宅介護におけるサービス提供責任者の要件に加え、同行援護従事者養成研修（応用課程）を修了している必要があります。
- 令和6年4月1日以降、「盲ろう者向け通訳・介助員」が同行援護を提供する場合には令和6年3月31日において、同行援護事業所の従業者である必要があります。



「盲ろう者向け通訳・介助員」が同行援護を提供した場合には、基本報酬に対し10%の減算を適用する必要があります。

サービス提供責任者及び従業者の資格要件（行動援護事業）

- 行動援護従事者養成研修又は強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を修了していなければなりません。



行動援護従業者（サービス提供責任者及び従業者含む）要件等の経過措置は令和9年3月31日までとされています。

行動援護事業のサービス提供責任者として従事するためには、上記研修修了に加えて、知的障がい者（児）・精神障がい者の直接支援業務に3年かつ540日以上に従事経験が必要です。（従業者においては1年かつ180日以上に従事経験）

実地指導等における主な指導内容

1 人員に関する内容

2 運営に関する内容

3 給付費に関する内容

居宅介護計画等の作成（全事業共通）

- サービス提供責任者が作成し、利用者等へ説明・同意の上、交付する必要があります。
- 利用者等の同意及び交付を受けた旨の署名等の確認を得てください。
- 定期的なモニタリングを実施し、その結果について記録を残してください。
- 居宅介護計画等の見直しは必要に応じて随時実施する必要があります。
- 居宅介護計画等には以下の項目について、明記が必要です。



①利用者等の希望 ②援助の方向性や目標 ③担当する従業者 ④サービスの具体的な内容 ⑤所要時間・手順⑥日程 ⑦作成日 ⑧その他（サービス提供にあたって必要な事項）

※特に③担当する従業者の記載がない事例が多数見受けられますので、ご注意ください。

⑤所要時間・手順においては、別途、手順書等を作成することが望ましい。

居宅介護計画等の作成（居宅介護事業）

- 日用品の買い物同行、共に行う調理・掃除等の利用者と共に行う家事支援は【家事援助】となります。
- 散歩や余暇活動等にかかる外出支援は【移動支援等】となります。



上記内容のサービス提供において、【身体介護】で計画が作成されているケースが見受けられます。

大阪市においては、当該サービス内容を身体介護として算定することはできませんので、ご注意ください。

居宅介護計画等の作成（重度訪問介護事業）

- 重度訪問介護は同一箇所にも長時間滞在し、サービス提供を行う業務形態であることを踏まえ、適切なサービス提供時間を確保した計画を作成する必要があります。



重度訪問介護においては、1日につき3時間を超える支給決定が基本とされており、短時間のサービス提供については想定されていないところです。

短時間のサービス提供が恒常的となる場合は、重度訪問介護ではなく居宅介護となります。

居宅介護計画等の作成（行動援護事業）

- 行動援護計画に加えて支援計画シート等の作成が必要です。
- 支援計画シート等が作成されていない場合は減算の対象となります。



サービス提供責任者等の指揮のもと、支援計画シート等が作成されていない事例が見受けられます。

行動障がいをもつ利用者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を実施するために重要な記録ですので、必ず作成してください。

実地指導等における主な指導内容

1 人員に関する内容

2 運営に関する内容

3 給付費に関する内容

居宅介護サービス費

- 必要とされるサービス内容ごとに「身体介護」「家事援助」「通院等介助」「通院等乗降介助」の区分で報酬を算定する必要があります。
- 所要時間30分未満の場合で算定する場合は、20分以上のサービス提供が必要です。
(夜間・深夜・早朝帯のサービスを除く)



特に、共に行う家事支援や散歩・通院等において「身体介護」が算定されているケースが見受けられます。

(例)・「共に行う家事支援」＝「家事援助」

・「通院や官公署等への外出支援」＝「通院等介助」「同行援護」「行動援護」

・「散歩や余暇活動等にかかる外出支援」＝「移動支援」「同行援護」「行動援護」

上記ケースに該当する場合は、適正な請求に改めるとともに、利用者への返金等の必要な措置を講じる必要があります。

初回加算

- 新規に居宅介護計画等を作成した利用者(過去2か月間において利用がなかった者を含む)に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回サービスの属する月中にサービス提供又は従業者に同行した場合に算定できるものです。
- 加算算定にあたっては、サービス提供責任者がサービスを提供した旨、または、同行訪問した旨を記録に残す必要があります。



サービス提供責任者が利用者宅に訪問したことがわかる記録が確認できないケースが多数見受けられます。

また、初回サービスが属する月中に訪問ができなかった場合には算定できませんのでご注意ください。

特定事業所加算

- 特定事業所加算の各要件を満たしているかどうか、毎月自己点検を実施してください。
- 要件のうちの一つである健康診断については、全従業員が少なくとも1年(365日)以内に1回、事業主の費用負担により実施する必要があります。



加算体制を届出した事業所であっても、体制が継続して満たされていない場合は加算を算定できません。

要件を満たさなくなった場合には加算の体制届の変更を届け出るとともに、適正な請求に改め、利用者への返金等の必要な措置を講じる必要があります。

※ 集団指導資料に「特定事業所加算チェックシート」を掲載していますので、ご確認ください。

支援計画シート等未作成減算（行動援護事業のみ）

●次のいずれかに該当する場合には減算が必要です。

- ① サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていない場合
 - ② 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合
- ①、②に該当する場合は、当該利用者につき、所定単位数の95%で算定



減算措置については、当該事由に該当する月から、状態が解消されるに至った月の前月まで必要です。

※大阪市ホームページ集団指導資料に「支援計画シート等（参考様式）」を掲載していますのでご確認ください。

訪問系サービス編は以上です。
訪問系サービス・報酬改定編にお進みください。